

令和元年第11回栗原市教育委員会臨時会会議録

1. 招集日時 令和元年9月30日(月) 午後5時

2. 招集場所 金成庁舎201会議室

3. 出席委員

2番 蘇 武 徳 行 委員 3番 久 我 一 仁 委員

4. 説明のため出席した者

教 育 長	佐 藤 新 一
部 長	菅 原 昭 憲
次 長	鈴 木 学
次 長	多 田 陽
教育総務課長	入 野 美奈子
学校教育課長	小野寺 幸 博
学校教育課副参事	高 橋 和 宏
社会教育課長	伊 藤 寿 浩
文化財保護課長	大立目 正 孝

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 菅 原 光 宏

6. 出席点呼・開会

午後5時00分

佐藤教育長

本日は、教育長、教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐藤教育長

次に、3 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。2番 蘇武委員、3番 久我委員にお願いします。

8. 議 事

佐藤教育長

次に、4 議事に入ります。日程1 議案第58号 栗原市学校給食センター運営管理規則の全部を改正する規則について、及び日程2 議案第59号 栗原市学校等の給食費に関する規則について、関連しますので、一括でご審議いただきたいと思います。2件合わせて、事務局から内容の説明をお願いします。

学校教育課長

議案書1ページをお開き願います。議案第58号 栗原市学校給食センター運営管理規則の全部を改正する規則について、栗原市学校給

食センター運営管理規則の全部を改正する規則を次のように定める。
令和元年9月30日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。10月1日から、幼稚園に通う満3歳から5歳までの、すべての幼児の利用者負担が無償とされることと併せて、給食費についても、免除される範囲が拡大されます。国の制度では、年収360万円未満相当の低所得世帯及びすべての世帯の第3子以降の幼児にかかる副食費が免除となります。栗原市では、市独自施策として、副食費に加えて、主食費分も免除し、さらに、幼稚園・保育所同時入所の第2子も免除の対象としております。学校給食費については、これまでは、栗原市学校給食センター運営管理規則で、定めておりましたが、料金徴収等に係る具体的な記載がありませんでした。また、今回の幼児教育無償化により、免除対象者の規定を追加する必要がありますことから、議案第59号で説明します栗原市学校等の給食費に関する規則を制定し、栗原市学校給食センター運営管理規則は、運営管理部分のみを規定し、栗原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則として、全部改正するものであります。

次に議案第59号についてご説明します。4ページをお開き願います。議案第59号 栗原市学校等の給食費に関する規則について、栗原市学校等の給食費に関する規則を次のように定める。令和元年9月30日提出 栗原市教育委員会教育長でございます。第1条では、趣旨を規定し、第2条では、給食費の額を定めるものであり、区分の上位が給食センター又は市立幼稚園から給食の提供を受ける園児、2段目が提供を受ける児童、3段目が提供を受ける生徒、4段目が提供を受ける教職員であります。単価については、園児が260円を上限として提供に係る状況を勘案して定める額、児童については、上限額を274円とし、生徒については327円を上限。教職員等についても327円として定めるものであります。第3条は、免除する園児の規定であります。第1項第1号は、生活保護世帯の園児、第2号は、市町村民税の所得割が非課税の世帯の園児、第3号は、市町村民税の所得割が77,101円未満の世帯の園児、第4号は、市町村民税の所得割が77,101円以上の世帯で兄弟姉妹が同時に就園している世帯の園児のうち年長者以外の園児、第5号は、就園している園児が属する世帯において第3子以降の園児であります。第4条は、給食費の納入について定めております。第5条では、欠食の場合の日割り計算を定め、第6条は、給食費の調整時期を定めております。附則として、この規則は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明が終わりました。議案について、ご質問ありませんか。

給食費は、どの部署で徴収するのでしょうか。

佐藤教育長
蘇武委員

学校総務課長 給食センターに勤めている方は、給食センターに納入し、小・中学校、幼稚園は、1年間分を5月から翌年2月まで10期に分けて、納入通知書で窓口納付、または口座振替により納付いただいております。

蘇武委員 納入状況は、良いのでしょうか。

学校教育課長 収納率は、99.2%となっております。

佐藤教育長 ほかにご質問ありませんか。

(なしの声あり)

ご質問がないようですので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、日程1 議案第58号 栗原市学校給食センター運営管理規則の全部を改正する規則について、及び日程2 議案第59号 栗原市学校等の給食費に関する規則については、原案のとおり可決いたします。

9. その他

佐藤教育長 次に、5 その他です。本日は、その他の配布資料がありませんが、事務局から何かありますか。

事務局 特にございませぬ。

無いようですので、5 其他を終わります。

10. 閉会

佐藤教育長 以上で、本日の日程すべてを終了しましたので、会議を閉じます。

午後5時20分

15. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議案第58号 栗原市学校給食センター運営管理規則の全部を改正する規則について

議案第59号 栗原市学校等の給食費に関する規則について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

令和元年10月30日

会議録署名委員 _____

// _____